

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 二
- 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (農林水産経営支援課) 二
- 建築士免許の取消し (建築宅地課) 二
- 土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 四

告 示

○宮城県告示第五百八十五号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十九年五月十八日次の者を指定した。
平成二十九年六月二十日

氏 名

診療科目

所属医療機関の名称

所属医療機関の所在地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

工藤 貴之	耳鼻咽喉科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番一
木村 周	循環器科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
大友 岳	神経内科 リハビリテーション科	医療法人敬仁会大友病院	気仙沼市三日町二丁目二番二十五号
高津有紀子	外科	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
木田 真美	内科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番一号
千葉 仁志	整形外科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号
今村 彰	内科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
志賀由己浩	眼科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
大久保倫一	呼吸器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第五百八十六号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。
平成二十九年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	新	旧
柴田 佳子	内科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号	医療法人社団仙石病院	東松島市赤井字台五十三番七号
佐藤 博宣	整形外科	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号	仙塩総合病院	多賀城市桜木二丁目一番一号
名久井 実	消化器科	なくい外科内科胃腸内科クリニック	岩沼市あさひ野一丁目十一番二	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
	循環器	栗原市立栗原中	栗原市築館宮野	地方独立行政法人宮城県立病院	栗原市瀬峰根岸

矢作 浩一	内 科	中央三丁目一番 一八四番地	機構宮城県立循 環器・呼吸器病 センター	五十五番二 号
信濃 寛久	泌尿器科	気仙沼市立病院	大崎市民病院	大崎市古川穂波 三丁目八番一 号

○宮城県告示第五百八十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
平成二十九年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 滋	神経内科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
中村 正史	神経内科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
大友 亮	神経内科 リハビリテ ーション科	医療法人敬仁会大友病院	気仙沼市三日町二丁目二番二十 五号
工藤 宏之	形成外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
服部 弘之	整形外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
矢満田慎介	呼吸器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
石田 健司	リハビリテ ーション科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一 番一 号
上野 誠司	泌尿器科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一 番一 号
崔 元吉	循環器科	地方独立行政法人宮城県立病院 機構宮城県立循環器・呼吸器病 センター	栗原市瀬峰根岸五十五番二 号
今野 瑛之	眼 科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六 番地

○宮城県告示第五百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十

一条第一号の規定により告示する。
平成二十九年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇八〇〇二〇五	ショートステイジミニ 角田市角田字南九十 三番地一	短期入所	多 一 般 社 団 法 人 支 援 セ ン タ ー み な の 風	平成二十九年 六月一日

○宮城県告示第五百八十九号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十九年六月二十日から施行する。
平成二十九年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業（特定かき養殖業）の表中

宮城県第205加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区	を
宮城県第205加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち立浜の区域	に
宮城県第206加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち大浜の区域	
宮城県第207加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち小島、明神の区域	
宮城県第208加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち雄勝の区域	
宮城県第209加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち水浜、分浜の区域	

改める。

○宮城県告示第五百九十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。
平成二十九年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年六月十三日	後藤 道男	二級建築士	第五千八百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	江戸 由好	二級建築士	第五千七百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	村上 昇	二級建築士	第五千七百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	太田 篤	二級建築士	第五千六百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	八重樫 国郎	二級建築士	第五千五百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	高橋 邦	二級建築士	第五千三百三十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	西條 克典	二級建築士	第五千三百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	齋藤 仁希	二級建築士	第五千三百十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	堀江 三男	二級建築士	第五千三百二二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	佐野 光男	二級建築士	第五千二百四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	菅原 義光	二級建築士	第五千二百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	木村 君男	二級建築士	第五千二百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	伊藤 明	二級建築士	第五千二百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	太田 實	二級建築士	第五千九十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	金森 信	二級建築士	第五千三百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	浅野 稜	二級建築士	第五千七百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	石川 清水	二級建築士	第五千六百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	草刈 俊明	二級建築士	第五千二百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	藤田 源三郎	二級建築士	第五千二百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年六月十三日	加藤 治郎	二級建築士	第七千九百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	千田 隆志	二級建築士	第七千九百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	斉藤 毅生	二級建築士	第七千八百八十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	小澤 省三	二級建築士	第七千八百四十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	島内 忠	二級建築士	第七千五百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	山口 宏志	二級建築士	第七千四百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	彦長 谷川 俊	二級建築士	第七千二百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	遠藤 善一	二級建築士	第七千八百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	水谷 善美	二級建築士	第七千三百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	斉藤 徹	二級建築士	第六千九百一十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	後藤 晃	二級建築士	第六千九百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	横山 弘一	二級建築士	第六千六百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	小山 秋雄	二級建築士	第六千六百二二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	庄司 繁	二級建築士	第六千四百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	高橋 好見	二級建築士	第六千三百九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	佐藤 正明	二級建築士	第六千五百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	千葉 泰夫	二級建築士	第六千三百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	遠藤 剛人	二級建築士	第六千三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	千葉 功	二級建築士	第五千九百九十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	新田 正男	二級建築士	第五千八百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年六月十三日	三浦 三郎	二級建築士	第八千七百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	大場 堅司	二級建築士	第八千百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	鈴木 千豊	二級建築士	第八千三百三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	美 保行	二級建築士	第八千六百六十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	野口 誠治	二級建築士	第九千四百三十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	小倉 丈治	二級建築士	第九千五百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	菊田 忠雄	二級建築士	第九千九百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月十三日	浅野 庄助	二級建築士	第一万二千三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第五百九十一号

白石市土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年六月十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年六月二十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 峯 浦 康 宏

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

調剤薬局ツルハドラック 石巻あゆみ野店	石巻市蛇田字新沼田百六十一番四十四街区五画地	平成二十九年六月一日
クオール薬局岩沼あさひ 野店	岩沼市あさひ野一丁目八一二十	平成二十九年六月一日